

## 副食（おかず）分の費用の免除対象について

幼児教育・保育の無償化により、保育料は無償となりますが、給食費（主食費及び副食費）は無償の対象外となるため、保護者負担となります。

ただし、以下の条件に当てはまる子どもについては副食費の免除対象となります。（主食費については、免除はありません。）

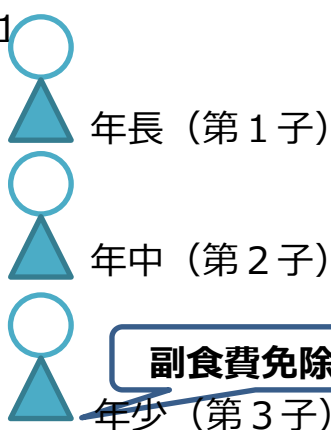
### 【利用施設が保育園、こども園保育園部の場合】

※1号認定で、保育園を利用する場合の副食費の免除対象はこちらになります。

- 市民税所得割額 57,700 円未満（ひとり親・障がい者がいる世帯等に該当する場合は 77,101 円未満）の世帯の子どもすべて
- 小学校就学前の保育所等に入所している子どものうち、第3子以降の子ども

※下記図参考

例1



例2

